# 横浜市行政不服審査会答申 (第93号)

令和2年11月24日

横浜市行政不服審査会

#### 1 審査会の結論

「令和2年度固定資産税・都市計画税賦課決定処分」に係る審査請求は棄 却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案概要

本件は、青葉区長(以下「処分庁」という。)が、令和2年4月1日付けで審査請求人に対し、令和2年度固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の賦課決定処分(以下「本件処分」という。)をしたところ、審査請求人が、これを不服として、本件処分の税額を正当な金額に変更することを求めて審査請求を行った事案である。

## 3 審査請求人の主張の要旨

本件処分のうち、住宅及び店舗を除き、土地に係る税額は過大であるから減額するべきである。

#### 4 処分庁の主張の要旨

審査請求人が所有する土地及び家屋について、それぞれの課税標準額を合計し、これに所定の税率を乗じて算出された額を課税したものであって、本件処分は適法である。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

#### 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

## (1) 法令の規定

固定資産税及び都市計画税は、当該年度の初日の属する年の1月1日(賦課期日)における固定資産(土地・家屋)の価格で固定資産課税台帳に登録されたものを課税標準として、賦課期日に登記簿に所有者として登記されている者に課される(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)

第 341 条、第 342 条第 1 項、第 343 条第 1 項、第 2 項、第 349 条、第 350 条、第 359 条、第 702 条、第 702 条の 4、第 702 条の 6 及び第 702 条の 8 第 1 項並びに横浜市市税条例(昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号)第 41 条第 1 項、第 2 項、第 45 条、第 48 条、第 49 条、第 130 条第 1 項、第 2 項、第 132 条、第 133 条及び第 135 条第 1 項)。

#### (2) 認められる事実

- ア 令和2年度横浜市土地・家屋総合名寄帳(以下「本件名寄帳」という。) によれば、審査請求人は、令和2年度の賦課期日である令和2年1月1日 時点において、\*筆の土地(以下「本件土地」という。)及び\*棟の家屋(以 下「本件家屋」という。)の所有者として登記されていた。
- イ 本件名寄帳によれば、本件土地及び本件家屋の固定資産税の課税標準額の合計は\*\*\*\*円、都市計画税の課税標準額の合計は\*\*\*\*円である。

#### (3) 争点に対する判断

- ア 固定資産税は、土地、家屋等の資産価値に着目し、その所有という事実に担税力を認めて固定資産の価格を課税標準として課する財産税である。 都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業が施行されることによって、都市計画区域内の一定の土地及び家屋が利用価値の増大、価格の上昇等の利益を受けることに着目して、市町村が、これらの土地及び家屋に対して課す目的税である。
- イ 法は、土地については土地登記簿又は土地補充課税台帳に、家屋については建物登記簿又は家屋補充課税台帳に、一定の時点に、所有者として登記又は登録されている者を所有者として、その者に固定資産税・都市計画税を課税することとしている。
- ウ したがって、処分庁は、審査請求人を本件土地及び本件家屋の所有者 として、固定資産税・都市計画税を賦課しなければならない。
- エ さらに、固定資産税・都市計画税の税額について検討するに、上記(2) イの課税標準額につき、それぞれ所定の税率を乗じた本件土地及び本件家 屋に係る固定資産税額は\*\*\*\*円(百円未満を切捨て)、都市計画税額は\*\*\*\* 円(百円未満を切捨て)となる。
- オ なお、処分庁は、本件土地及び本件家屋の固定資産税の課税標準額の合計は正しくは\*\*\*\*円(千円未満を切り捨て)、都市計画税の課税標準額の

合計は正しくは\*\*\*\*円(千円未満を切り捨て)であると主張し、これを前提とする固定資産税額は\*\*\*\*円、同じく都市計画税額は\*\*\*\*円であるとするが、本件処分の税額は、処分庁の主張する正しい固定資産税額及び都市計画税額を超えないところ、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第48条により、本件処分を審査請求人に不利益に変更することはできないから、本件処分の変更を命ずるべき理由はない。

# (4) 結語

以上のとおり、本件処分の税額の変更を命ずるべき理由はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

# (5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

## (6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

# 《 参 考 1 》

# 審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和2年7月13日	・審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和2年8月3日	・弁明書及び証拠書類の受理
令和2年8月6日	・弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和2年8月28日	<ul><li>・反論書等の提出依頼(再通知)</li></ul>
令和2年10月9日	・審理手続の終結
令和2年10月15日	・審理員意見書の提出

# 《 参 考 2 》

# 審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和2年10月20日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理
	• 調査審議
令和2年11月24日	• 調査審議